

# 池田市スポーツ施設情報システム（オーパス） 利用者登録の手引き

## 1. 利用者登録について



### 1. 利用者登録のできる方

※ 既に利用者登録済の方が重複して登録することはできません。

※ 登録者（代表者）が18歳未満の場合は、保護者の同意書が必要です。

#### (1) 個人登録者

年齢が満15歳以上の方（中学生除く）

#### (2) 団体登録者

構成メンバーが概ね10名以上、かつ、代表者が満15歳以上の方（中学生除く）

### 2. 利用者登録の種類

(1) 個人登録 夫婦池公園テニスコートを利用される方

(2) 団体登録 五月山体育館・総合スポーツセンター・猪名川運動場を利用される方

各施設のホームページ



五月山体育館



総合スポーツセンター



猪名川運動場



夫婦池公園  
テニスコート

### 3. 住所区分

#### (1) 市内登録

ア. 個人登録 池田市内に在住・在学・在勤の方

イ. 団体登録 所在地が池田市内にあり、かつ、構成メンバーの7割以上の方が池田市内に在住・在学・在勤する団体

#### (2) 市外登録

上記条件を満たしていない方

※ 市外登録の方は、施設利用の抽選申込ができません。

※ 市外登録の方は、利用料金が市内登録の方の倍額になります。

#### 4. 利用者登録料・登録期間

(1) 登録料 500円（登録した月の翌月に指定の口座から引き落とします）

(2) 登録期間

更新手続き不要。（ご利用していただく限り有効です）

※ 3年間継続してご利用（オーパスへのログイン）がない場合、自動的に登録を抹消いたします。

#### 5. 登録申請に必要なもの

(1) 池田市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書兼使用料等口座振替納付通知書（金融機関承諾後）

(2) 池田市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書兼使用料等口座振替納付申請書

(3) 申請者の本人確認ができるもの

(4) 市外居住者で市内に在勤・在学している方は、在勤・在学していることを証明できるもの

(5) 団体登録申込書（※ 団体登録の場合）

(6) 保護者の同意書および指定口座引落承諾書（※ 18歳未満の場合）

#### 6. 登録受付窓口

次の施設で、開館日の閉館1時間前まで受付いたします。

施設名	住所	電話番号
五月山体育館	池田市綾羽2-7-1	072-754-3336
総合スポーツセンター	池田市荘園2-7-30	072-761-5137

#### 7. 利用できる金融機関

次の金融機関から口座振替の預金口座をご指定ください。（支店は問いません）

(1) 池田泉州銀行

(2) 三井住友銀行

(3) 三菱UFJ銀行

## II. 利用登録申請と口座振替納付依頼の手順について

### 1. 関係書類

(1) A 4判3枚複写（1セット）の書類で、内容は次のとおりです。

- ・ 1枚目 ① 池田市スポーツ施設  
使用料等口座振替納付依頼書（取扱金融機関保管）
  - ・ 2枚目 ② 池田市スポーツ施設情報システム  
利用者登録申請書兼使用料等口座振替納付通知書（池田市・池田市教育委員会保管）
  - ・ 3枚目 ③ 池田市スポーツ施設情報システム  
利用者登録申請書兼使用料等口座振替納付申請書（申請者本人保管）
- 3枚目裏面 システム利用者規約 ※ダウンロードされた場合は別紙

(2) 団体登録申込書（別紙）

### 2. 利用者登録申請の流れ

○ 関係書類の入手、記入

関係書類①～③（複写式）及び団体登録申込書は、各スポーツ施設窓口にて配布しております。

「Ⅲ. 申請書等の記入例」をご参照のうえ、必要事項を記入して下さい。

○ 口座振替納付依頼（金融機関）

関係書類①～③を、取扱金融機関(どちらの支店でも可)へ提出して下さい。



取扱金融機関より、承諾印を押印した関係書類②～③が申請者へ返却されます。

○ 利用登録申請（登録受付窓口）

関係書類②～③を五月山体育館または総合スポーツセンターに提出して下さい。

※ 団体登録の場合、「団体登録申込書」をあわせて提出してください。



申請内容を確認・審査後に登録させていただきます。

※ 登録作業及びオーパスカードの作成に多少お時間をいただくことがあります。

○ 登録完了

問題がなければ、その場で「オーパスカード」と関係書類③をお渡しします。

必要な方には「ガイドブック」をお渡しします。

※ 登録完了後は、すぐにご利用いただけます。

### III. 申請書等の記入例

・窓口配布の申請用紙は、1・2枚目の太枠内を記入すれば複写されます。  
 ・ダウンロードされた申請用紙は全ての用紙の太枠内を記入してください。

#### 池田市スポーツ施設使用料等口座振替納付依頼書

##### 取扱金融機関

池田泉州 銀行 池田駅前 本・支店 御中

1枚目

		2023 年 9 月 15 日	
登録申請者	フリガナ	オーハ・スウント・ウクラフ	
	団体名	オーパス運動クラブ	
	フリガナ	イケタ・フクマル	
	※氏名	池田 福丸	

※ 団体の場合は、代表者名を記入してください。

ご 注 意	
1	一枚目太枠内を黒ボールペンで強く正確に記入のうえ、取扱金融機関(池田泉州銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行)へ提出してください。(一枚目は取扱金融機関が保管します。)
2	二枚目に取扱金融機関承諾の押印を受けた後、太枠内必要事項を記入し、五月山体育館又は総合スポーツセンターの窓口へ提出してください。
3	取扱金融機関の預金通帳を参照のうえ、ご記入ください。取扱金融機関の預金通帳をお持ちでない方は、事前に取扱金融機関に預金口座を開設してください。

1枚目の太枠内に記入・押印したうえで全ての申請用紙を取扱金融機関へご提出ください。  
 金融機関確認後、2・3枚目の申請用紙が返却されます。

- ・フリガナは左詰めで記入してください。
- ・濁点・半濁点も1マス使用してください。
- ・姓と名の間は、1マス空けてください。
- ・登録者(代表者)印を押してください。
- ・預金通帳の届出印を押してください。  
 ※ 2枚目も同様です。

口座名義人	フリガナ	イケタ・フクマル	銀行届出印
	氏名	池田 福丸	
指定口座	池田泉州 銀行 池田駅前 本・支店	預金の種類	口座番号
	金融機関コード	支店コード	普通 当座 (右詰めで記入してください)
取扱店記入欄	0 1 6 1 1 0 4	①	2 1 2 3 4 5 6 7

#### 池田市スポーツ施設情報システム利用者登録申請書兼使用料等口座振替納付通知書

池田市・池田市教育委員会 様

下記のとおり池田市スポーツ施設情報システム利用者規約に基づき、登録及び使用料等の口座振替納付を

申請・変更・廃止 します。

		2023 年 9 月 15 日	
登録申請者	フリガナ	オーハ・スウント・ウクラフ	
	団体名	オーパス運動クラブ	
	フリガナ	イケタ・フクマル	
	氏名	池田 福丸	
	住所	(〒563-0025) Tel. 072-751-0000 大阪府池田市城南1丁目1番1号 ○○マンション501号	
	通勤先又は通学先	名称 (株)池田スポーツ Tel. 072-751-0000 所在地 (〒563-0038) 大阪府池田市荘園2-7-30	
	主な利用種目	バスケットボール 団体構成人数 15人 生年月日 西暦 1977年10月1日	
	暗証番号	1 2 3 4 (数字4ケタ) 性別 男・女	
	登録区分	1 個人 2 一般 3 中学生以下 4 シルバー他 住所等区分 1 市内 2 市外	
	利用者番号	カード発行 1 五月山体育館 2 総合スポーツセンター	

2枚目

取扱金融機関から返却された2・3枚目の申請用紙(承諾印押印済)の太枠内を記入してください。

3枚目も記入事項は同じです。

(一財)池田みどりスポーツ財団 様

口座名義人	フリガナ	イケタ・フクマル	銀行届出印
	氏名	池田 福丸	
指定口座	池田泉州 銀行 池田駅前 本・支店	預金の種類	口座番号
	金融機関コード	支店コード	普通 当座 (右詰めで記入してください)
取扱店記入欄	0 1 6 1 1 0 4	①	2 1 2 3 4 5 6 7